社発第T-13号
平成 25 年 4 月 8 日

貸 借 取 引 参 加 者
代　表　者　殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
取締役社長　小 林　英 三

貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理について

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件を下記の要領により実施いたしますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

Ⅰ．売買単位の整数倍以外の新株式が割り当てられる銘柄について
該当なし

Ⅱ．売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる銘柄について
１．銘柄および割当日等
【東京証券取引所市場分】

銘柄 (コード)	割当日	分割比率 (割当率)	売買単位の変更 (変更前)	所報等日付
㈱ＭｏｎｏｔａＲＯ (3064)	4 月 22 日（月）	1:2 (1:1)	－	3 月 26 日

２．貸借取引残高に係る取扱い
① 権利付売買最終日となる 4 月 17 日（水）（申込分）の当該銘柄に係る融資、貸株ならびに品貸取引借入における株数については、権利落日となる 4 月 18 日（木）をもって、当該株数を当該割当率に 1 を加えた数を乗じた株数に調整いたします。

② 当該銘柄について、権利落日となる 4 月 18 日（木）に東京証券取引所（以下「東証」という。）における最終値段がない場合には、前営業日の貸借値段を当該割当率に 1 を加えた数で除した額（東証が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切捨てる。）を、権利落日の貸借値段といたします。

Ⅲ．株式分割銘柄等に係る貸借担保金代用有価証券の取扱いについて
担保として差入中の上記Ⅱ．に記載の銘柄については 4 月 22 日（月）までにお引き出し下さい。
なお、担保としての受け入れは、翌営業日の 4 月 23 日（火）より再開いたします。

以　上